くらしき健康福祉プラザ・倉敷市障がい者デイサービスセンター
（倉敷市保健所維持管理業務含む）指定管理業務に関する協定条件規定書

<table>
<tr><td>１　施設名称</td><td>くらしき健康福祉プラザ
倉敷市障がい者デイサービスセンター
倉敷市保健所</td></tr>
<tr><td>２　施設所在地</td><td>倉敷市笹沖１７０番地及び倉敷市笹沖１８０番地</td></tr>
<tr><td>３　指定期間</td><td>令和３年４月１日　から　令和６年３月３１日　まで</td></tr>
<tr><td>４　達成目標</td><td>⑴　くらしき健康福祉プラザ貸室利用者数
達成目標　　１６０，０００人／年
⑵　利用者満足度の向上
毎年度，利用者アンケートを実施し，次に掲げる水準を満たすこと。
<table>
<tr><th>項目</th><th>利用者アンケートによる内容</th><th>要求水準</th></tr>
<tr><td>全体満足度</td><td rowspan="4">「満足」又は「ほぼ満足」と回答した人の割合</td><td>９０％以上</td></tr>
<tr><td>職員応対満足度</td><td>９０％以上</td></tr>
<tr><td>安全対策満足度</td><td>９０％以上</td></tr>
<tr><td>清潔感満足度</td><td>９０％以上</td></tr>
</table>
※利用者アンケートは，サンプル数を５００件以上とする。</td></tr>
<tr><td>５　業務の詳細</td><td>別紙５「くらしき健康福祉プラザ・倉敷市障がい者デイサービスセンター（倉敷市保健所維持管理業務含む）指定管理業務仕様書」のとおり</td></tr>
<tr><td>６　指定管理料</td><td>○○○，○○○，○○○円（令和３年４月～令和６年３月までの総額）
（上記金額は，消費税及び地方消費税を含んだ金額である。）</td></tr>
<tr><td>７　支払条件</td><td>月払い（詳細は，第２８条及び別紙３に規定するとおり。）</td></tr>
<tr><td>８　保証金</td><td>指定管理料月額の４ヶ月分に相当する額</td></tr>
<tr><td>９　違約金</td><td>１日につき，指定管理料の１０９５分の１に相当する額</td></tr>
<tr><td>１０　その他</td><td>※　指定管理料（月額）に千円未満の端数があるときは，千円未満を切り捨て，各年度３月分で調整する。
※　倉敷市保健所の開館日数や開館時間が延長された場合には，甲乙協議の上，指定管理料を変更する。</td></tr>
</table>

倉敷市（以下「甲」という。）と○○○○○（以下「乙」という。）は，次の条項により協定を締結する。この協定書は，当該指定管理者に係る議案が，倉敷市議会において可決されたときに有効となる。

協定の締結を証するため，本証２通を作成し，甲乙記名押印のうえ各自１通を保有する。

令和○○年○○月○○日

甲　倉敷市西中新田６４０番地
倉敷市
倉敷市長　伊　東　香　織

乙

第１章　総　　則

（この協定の目的）
第１条　この協定は，甲と乙が相互に協力し，対象施設の適正かつ円滑な管理運営を確保するために必要な事項を定めることを目的とする。

（公共性及び民間事業者によるこの業務の尊重）
第２条　乙は，対象施設の設置目的及び指定管理者（地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「自治法」という。）第２４４条の２第３項に定めるものをいう。以下同じ。）が行う対象施設の管理及び運営（以下「この業務」という。）の実施にあたって求められる公共性を十分理解し，その趣旨を尊重するものとする。

（信義誠実の原則）
第３条　甲及び乙は，情報交換を密に行い互いに協力し信義を重んじ，対等な関係に立ってこの協定を誠実に履行しなければならない。

（準拠法，使用言語等）
第４条　この協定は，日本国の法令に準拠するものとし，日本国の法令に従って解釈される。
２　この協定の履行に関して甲乙間で用いる言語は，日本語とする。
３　この協定の履行に関して甲乙間で金銭の支払に用いる通貨は，日本円とする。
４　この協定の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は，計量法（平成４年法律第５１号）に定めるものとする。
５　この協定における期間の定めについては，政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号），民法（明治２９年法律第８９号）及び商法（明治３２年法律第４８号）の定めるところによるものとする。

（端数計算）
第５条　この協定に定める金額について，算出の結果円未満の端数が生じる場合は，全て切り捨てるものとする。

（この協定以外の規定の適用関係）
第６条　乙は，この協定書の規定のほか，募集要項及び乙の提案に従ってこの業務を実施するものとする。
２　甲及び乙が合意した場合を除き，この協定，募集要項，乙の提案の間に矛盾，齟齬がある場合は，この協定，募集要項，乙の提案の順にその解釈が優先するものとする。

（書面による請求等）
第７条　この協定に定める請求，通知，報告，申出，承諾，合意，同意，変更，取消及び停止（以下「請求等」という。）は，書面により行わなければならない。口頭による請求等は，軽微な事項又は緊急やむを得ない場合を除き無効とする。

（用語の定義）
第８条　この協定において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1)　「対象施設」とは，施設と備品からなるもので別紙１に記載したものをいう。
(2)　「指定管理料」とは，甲が乙に対して支払うこの業務の実施にかかる対価のことをいう。

(3)　「仕様書」とは，この業務の実施にかかる細目を定めたもので別紙５に記載した内容をいう。
(4)　「提案書」とは，この協定にかかる指定管理者の公募にあたり，乙が提出した書類一式をいう。
(5)　「不可抗力」とは，天災（地震，津波，落雷，暴風雨，洪水，異常降雨，土砂崩壊等），人災（戦争，テロ，暴動等），法令変更並びにその他甲及び乙のいずれの責めに帰すことのできない事由をいう。なお，施設利用者数の増減は，不可抗力に含まないものとする。
(6)　「自主事業」とは，この協定の範囲外のもので，乙が自己の責任と費用において実施する業務のことをいう。

第２章　業務の実施

（指定期間）
第９条　この業務の期間（以下「指定期間」という。）は，頭書に記載のとおりとする。

（業務範囲）
第１０条　この協定にかかる業務範囲は，仕様書に定めるとおりとする。

（法令遵守）
第１１条　乙は，関係法令及びこの協定を遵守し，この業務を行わなければならない。

（準備行為）
第１２条　乙は，指定期間開始日に先立ち，この業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し，必要な研修その他機材の用意などの準備をすすめるものとする。
２　乙は，この協定にかかる指定管理者の指定議案が倉敷市議会において否決された場合，前項の準備に要した費用を甲に請求することはできないものとする。ただし，甲が乙に対して，第１項の準備を具体的に指示した場合は，この限りでない。
３　乙は，指定期間開始日に先立ち，甲に対象施設の視察を申し出ることができる。
４　甲は，乙から前項の申出を受けた場合は，合理的な理由のある場合を除きその申出に応じなければならない。

（下請等の制限）
第１３条　乙は，この業務の全部又はその主たる業務を第三者に下請けさせ，又は再委任すること（以下「下請等」という。）はできない。
２　乙は，この業務の主たる業務を除く一部の業務を第三者に下請等する場合，予め書面により甲の承諾を受けなければならない。
３　乙は，前項の承諾を受けて，この業務の一部を第三者に下請等した場合に，当該下請等受託者がさらに下請等を行う場合も，予め書面により甲の承諾を受けなければならない。

（対象施設の修繕）
第１４条　対象施設の修繕は，１件につき５５万円未満（消費税及び地方消費税を含む。）のものは，乙の負担とする。
２　乙は，提案書（収支計算書（様式４））に記載した修繕料の額について，指定期間満了までに対象施設の修繕に使い切ることとする。
３　乙は，１件につき５５万円以上の修繕を実施し，対象施設に必要不可欠な備品等を寄付す

ること等合理的な手法により，前項の修繕料の使い切りに替えることができるものとする。
４　乙が，前項により修繕料の使い切りに替える場合には，予め，修繕範囲や備品の品目等の詳細を甲と協議して実施するものとする。
５　第２項及び第３項の状況を確認するため，乙は，修繕等の実態を証明できる書類（契約書，領収書等）の写しを第２４条の事業報告書に付属して甲に提出するものとする。

（対象施設の改造等）
第１５条　前条第１項の規定にかかわらず，乙の負担により対象施設の改造，改良，備品の更新等が提案書に記載されている場合，乙は，甲の承諾を得た上で速やかに改造等を実施しなければならない。
２　前項の場合，当該改造等にかかる所有権等の取り扱いは，別に定めた場合を除き，次のとおりとする。
(1)　対象施設に固着し容易に分離が困難となる場合又は対象施設から容易に分離が可能であるが既存の機能を改良等する場合（別紙１に記載の備品を更新した場合を含む。）。
①　所有権　　改造等の完了，物品の納品を甲が確認した段階で甲に移転する。
②　管理責任　　対象施設の一部として指定期間満了までの間，乙が責任を負う。
③　原状回復　　甲は，指定期間満了時に原状回復を求めない。
(2)　対象施設から容易に分離可能で，かつ，全く新たな機能を増設する場合。
①　所有権　　乙が保有する。
②　管理責任　　乙の所有物として乙が責任を負う。
③　原状回復　　乙が撤去を行う。ただし，乙は，当該機能を無償で甲に寄付することができるものとする。

（対象施設の防災対策）
第１６条　乙は，消防法（昭和２３年法律第１８６号）その他関係法令を遵守し，甲と連携して，必要な防災対策を講じるものとする。
２　乙は，対象施設の防火管理者を選任したときは，甲に報告しなければならない。
３　乙は，対象施設にかかる消防計画を作成した場合は，その写しを甲に提出しなければならない。
４　甲は，防災対策の実施に関し，甲が直接管理する他の公の施設と同様の研修，情報提供を乙に対して行うものとする。

（緊急時の対応）
第１７条　事故，災害等の緊急事態（以下「緊急事態」という。）の対応は，第一義的には乙が実施すべきものであるが，被害最小化のため，甲乙一致協力してこれにあたるものとする。
２　指定期間中，この業務の実施に関連して緊急事態が発生した場合，乙は，直ちに被害者の救護や被害拡大防止などの措置を講じるとともに，甲（消防，保健所等を含む。），警察その他の行政機関関係者に対して緊急事態発生の旨を通報しなければならない。
３　甲は，前項の通報を受けたときは，必要に応じて乙を支援し，現地調査その他必要な対応を実施しなければならない。

（災害発生時における乙の協力義務）
第１８条　災害等が発生し，甲が対象施設を地域住民の避難場所又は援助物資の保管倉庫等として使用（以下「避難場所等使用」という。）する必要があると判断したときは，乙は，甲の指示に従い，全面的にこれに協力しなければならない。
２　前項の乙の協力義務は，災害等の発生から１４日間を限度とする。
３　前項の日数の起算にあたっては，災害等の発生した日を第１日目と起算する。

４　第１項の協力に要した費用は，災害等の発生の２日目までは乙の負担とし，それを超える期間は甲の負担とする。ただし，２日目までであっても甲が乙に新たに人員の配置を要求し，物品等の発注を指示した場合等の費用は，甲の負担とする。

第３章　情報の取り扱い

（秘密の保持）

第１９条　乙は，この業務の実施に伴い知り得た甲の秘密を他に漏らし，又は自己の利益のために使用してはならない。指定期間が満了し，取り消し又は終了した後も同様とする（以下この章において同じ。）。

２　乙は，この業務上，第三者（第１３条により下請等された者を含む。）に甲の秘密を提供する必要があるときは，事前にその旨を甲に届け出て承諾を得なければならない。

３　乙は，甲の秘密をむやみに複写等してはならない。

４　乙は，甲の秘密が漏洩，盗難その他不正な取り扱い等された場合は，直ちにその旨を甲に報告し，甲の指示に従わなければならない。

５　乙は，この業務の従事者に対し，甲の秘密の保持を徹底するよう指導教育しなければならない。

（個人情報の保護）

第２０条　乙は，この業務に当たって倉敷市個人情報保護条例（平成１２年倉敷市条例第６号。以下「保護条例」という。）第２条に規定する個人情報を取り扱う際には，保護条例の規定に基づきこれを適切に取り扱わなくてはならない。

２　乙は，前項による他，別紙２「個人情報保護基準」を守らなければならない。

３　乙は，個人情報が漏洩，盗難その他不正な取り扱い等された場合は，直ちにその旨を甲に報告し，甲の指示に従わなければならない。

（文書の保管）

第２１条　乙は，この業務のため作成した文書を，指定期間が満了し，取り消し又は終了した後５年間保管しなければならない。

第４章　実績報告等

（日報）

第２２条　乙は，毎開館日の終了後，速やかに次の各号に示す事項を記載した日報を作成しなければならない。

(1)　この業務の実施状況に関する事項

(2)　自主事業の実施状況に関する事項

(3)　事故・苦情等の対応状況に関する事項

(4)　対象施設の損傷及び不具合に関する事項

(5)　その他甲が指示する事項

２　乙は，作成した日報を対象施設に備え置き，甲の求めがあるときは，その写しを甲に提出しなければならない。

（月次報告書）

第２３条　乙は，毎月終了後，仕様書に定める事項を実績報告書として，仕様書に定める日

（当該指定日が土曜日曜又は祝祭日に該当する場合は，その翌日。）までに，甲に提出しなければならない。

(1)　この業務の実施状況に関する事項

(2)　自主事業の実施状況に関する事項

(3)　事故・苦情等の対応状況に関する事項

(4)　対象施設の損傷及び不具合に関する事項

(5)　その他甲が指示する事項

２　甲は，月次報告書を受理したときは，１０日以内にその内容を確認しなければならない。

３　乙は，甲が月次報告書の内容について不備等を指摘せず前項の確認期間を経過したときは，月次報告が合格したと看做すことができる。

（事業報告書）

第２４条　乙は，毎年度終了後（指定期間が満了した場合を含む。），仕様書に定める事項を事業報告書として，４月３０日までに甲に提出しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず，乙は，指定が取り消された場合には，事業報告書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

（完了検査）

第２５条　甲は，前条の事業報告書を受理したときは，１０日以内に完了検査を実施するものとする。

２　甲は，事業報告書に不備等があると認めたとき（頭書に掲げた達成目標が未達成である場合を含む。）は，不備等の内容に不備等と判断した理由を付して，乙に手直し，やり直し又は改善等（以下「手直し等」という。）を命ずることができる。

３　乙は，手直し等を甲に命じられたときは，速やかにこれに対応し，手直し等の完了を甲に通知し，再度完了検査を受けるものとする。

４　完了検査に要する費用は，乙の負担とする。

５　頭書に掲げる達成目標は，甲が，乙の実施した業務内容について評価を実施する際の判断材料の一つとするものである。甲は，達成目標の未達成をもって直ちに乙の債務不履行と判断してはならない。

（甲による実地調査等）

第２６条　甲は，甲が必要と認めるときは，指定期間の全期間において，実地について調査し，又は報告書の提出を求める（以下「実地調査等」という。）ことができる。

２　乙は，前項の実地調査等について合理的な理由のある場合を除いて，これを拒否できないものとする。

３　乙は，実地調査等に立ち会うものとし，立ち会わないときは，実地調査等の結果について，異議を申し立てることができないものとする。

（甲による業務の改善勧告）

第２７条　甲は，前条の実地調査等によりこの業務に不備等があると認めたとき（頭書に定める達成目標が未達成の場合を含む。）は，不備等の内容及び不備等と判断した理由を付して，乙にこの業務の改善を勧告できるものとする。

２　乙は，前項の改善勧告を受けた場合に，当該改善勧告の内容に不服がある場合には，当該改善勧告を受け取った日から１４日以内に甲に対して異議の申し立てができるものとする（前条第３項の場合を除く。）。

３　乙は，第１項の改善勧告を受けた場合で，前項による異議の申し立てをしない場合には，速やかにこれに対応し，改善を実施した内容及び今後の改善の予定を甲に通知するものとす

る。
４　前項の改善に要する費用は，乙の負担とする。

第５章　指定管理料及び利用料金

（指定管理料）
第２８条　甲は，この業務の対価として，乙に対して指定管理料を支払う。
２　乙は，第２３条第２項の確認に合格したのちに，別紙３に定める当該月の指定管理料を請求することができる。
３　甲は，前項により乙から請求書を受理したときは，３０日以内に指定管理料を支払わなければならない。

（利用料金制の採用）
第２９条　くらしき健康福祉プラザ条例第１４条に基づく使用料については，自治法第２４４条の２第８項による利用料金制を適用し，乙が，利用者から直接に収受するものとする。

（利用料金の決定及び公表）
第３０条　前条により乙が利用者から直接収受する使用料（以下「利用料金」という。）は，くらしき健康福祉プラザ条例第１７条に定める額を上限（条例で額の範囲を設定している場合は，その範囲内とし，適用の単位を変更する場合を含むものとする。）として，乙が甲の承諾を得て定めるものとする。
２　乙は，前項により利用料金を定めたときは，当該利用料金の額を対象施設の受付など利用者が閲覧しやすい場所に掲示するとともに，パンフレットやインターネット等の方法により公表しなければならない。

第６章　損害賠償及び保険

（損害賠償）
第３１条　乙は，故意又は過失により対象施設を損傷し，又は滅失したときは，それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし，甲が特別な事情があると認めたときは，甲がその全部又は一部を免除することができる。

（第三者への賠償）
第３２条　この業務の実施において，第三者に損害が生じたときは，乙は，その損害を賠償しなければならない。ただし，その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由又は不可抗力の場合は，この限りでない。

（保険）
第３３条　この業務の実施にあたり，甲が付保しなければならない保険は，次のとおりとする。
(1)　火災保険
２　この業務の実施にあたり，乙が付保しなければならない保険は，次のとおりとする。
(1)　施設賠償責任保険
①　身体上の損害
被害者１名につき金２億円以上，かつ，１事故につき金４億円以上
②　財物上の損害

１事故につき金１千万円以上

(2) 個人情報漏えい保険

賠償１千万円以上，費用百万円以上

第７章　指定期間の満了等

（業務の引継ぎ等）

第３４条　乙は，甲が次期指定管理者の公募等を実施するとした場合には，資料提供や施設見学，選定委員会の開催などに協力しなければならない。

２　前項の協力にかかる費用は，乙の負担とする。

３　乙は，指定期間が満了によるこの協定の終了に際し，甲又は次期指定管理者に対し，対象施設及びこの業務の引継ぎ等（指定期間満了前における次期指定管理者による視察，研修等を含む。）を行わなければならない。

（原状回復義務）

第３５条　乙は，第１５条に定める対象施設の改造等の場合を除き，指定期間が満了した場合，対象施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし，甲の承諾を得たときは，この限りでない。

２　前項の原状回復に要する費用は，乙の負担とする。

（指定期間満了以前の取扱い）

第３６条　前２条の規定は，自治法第２４４条の２第１１項の規定により，乙の指定が取り消された場合に，これを準用する。

（保証金の返還）

第３７条　乙は，次の各号に該当した場合，頭書に定める保証金の返還請求をすることができる。

①　指定期間が満了し，最後の完了検査に合格した場合

②　第３９条により指定管理が終了した場合

③　倉敷市議会が，この協定にかかる指定管理者の指定議案を否決した場合

２　甲は，前項により乙から保証金請求書を受理したときは，これを３０日以内に支払わなければならない。

第８章　指定の取り消し

（甲による指定の取り消し）

第３８条　甲は，乙が次の各号のいずれかに該当するときは，乙の指定を取り消し，又は期間を定めてこの業務の全部若しくは一部の停止（以下「取消等」という。）を命ずることができる。

①　乙が，この協定に定める債務を履行しないとき，又は履行の見込みがないとき

②　乙又はその代理人その他乙の使用人等が，第２５条の完了検査又は第２６条の実地調査等の執行を妨げたとき，又は偽りその他不正の行為があるとき

③　乙が，第１９条に違反して，甲の秘密を漏えい等したとき

④　乙が，第２０条に違反して，個人情報等を不正に入手し又は取り扱い，若しくは，漏え

い等したとき
⑤　乙が，手形又は銀行取引停止処分を受けたとき
⑥　乙にかかる破産，会社更生，民事再生，会社整理若しくは特別清算その他倒産等に関する法律のいずれかの手続きについて申立てがなされたとき
⑦　乙が，この業務の実施に必須の許認可等について，監督官庁から許認可等の取消処分又は停止処分等を受けたとき
⑧　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条に定義する暴力団，又は暴力団員が，乙の経営等に関与していることが発覚したとき

２　甲は，前項により指定の取消等を行う場合は，行政手続法（平成５年法律第８８号）第１３条の規定に従い，事務を進めるものとする。

３　第１項の規定により指定の取消等を命じた場合において，乙に損害・損失や追加費用が生じても，甲は，その賠償の責めを負わない。

（不可抗力等による指定の終了）

第３９条　不可抗力の発生により対象施設が損壊等し，この業務の実施が困難と甲が判断した場合，又は，災害等の発生により第１８条第２項に定める期間を超えて引き続き避難場所等使用を行う必要があると甲が判断した場合，甲は，乙の指定の取消等を行うことができるものとする。

２　前項により指定の取消等を行った場合，甲は，当該月の指定管理料を日割り計算の方法により減額して乙に支払うものとする。この場合，日数の算出については，指定の取消等を行った日までに当該施設の休館日等が含まれている場合，休館日等も１日として算入するものとする。

３　第１項の指定の取消等によって乙に発生する損害・損失及び追加費用は，合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則とし，甲と乙の協議により決定するものとする。

第９章　損害賠償等

（違約金及び損害賠償金請求権）

第４０条　甲は，乙が第３８条第１項の規定により，乙の指定を取り消した場合，頭書に定める保証金を没収する。なお，この場合において保証金の額を超えて甲に損害が発生した場合，甲は，乙にその損害を請求することができる。

（この業務の未実施による指定管理料の減額及び甲の違約金請求権）

第４１条　甲は，乙が正当な理由がなくこの業務を実施しないときは（第３８条各号に該当し，この業務の全部又は一部を停止されたときを含む。），当該月の指定管理料を日割り計算の方法により減額するとともに頭書に定める違約金を徴収するものとする。

２　前項の日数の算出については，この業務を実施しなかった期間の間に当該施設の休館日等が含まれている場合，休館日等も１日として算入するものとする。

第１０章　協定の変更

（協定の変更）

第４２条　甲は，この協定にかかる前提条件（関係法令の改正により，追加費用が発生し又は一部の費用が不要となる場合等）が異なることとなったとき，甲が政策を変更し業務内容を変更する必要があると甲が判断したとき，又は，特別な事情が生じたと甲が判断したときは，乙の損失や利益の補償を前提として，業務範囲又は業務内容の変更を乙に申し出ることがで

きる。
２　前項による申し出があった場合，乙は，合理的理由のある場合を除き，変更のための協議に応じなければならない。
３　前２項の変更による金額の算定（指定管理料の変更）にあたっては，この協定に付属する別紙６「収支計画内訳書」を基礎資料とし，総務省統計局発表の消費者物価指数（岡山），厚生労働省岡山労働局発表の最低賃金，財団法人日本エネルギー経済研究所（石油情報センター）発表の店頭価格など，官公署等が公表した資料を根拠として合理的に計算を行うものとする。

（変更協議不成立の場合の手続）
第４３条　前条の協定の変更において甲乙の協議が整わない場合，甲は，甲による算定の額を乙に通知することにより，暫定的に変更後の金額とすることができる。
２　乙は，前項の通知の内容に不服があるときは通知を受け取った日から１ヶ月以内に民事調停法（昭和２６年法律第２２２号）による調停の申し立てを裁判所に行うことができる。
３　乙が前項の申し立てを行わない場合は，第１項により通知した内容が確定するものとする。
４　甲は，第２項による民事調停の手続をもって乙の裁判を提起することができる権利を制限するものと解してはならない。
５　甲は，乙が第２項による調停の申し立てを行ったことをもって，乙を不利益に取り扱ってはならない。

第１１章　リスク分担

（リスク分担）
第４４条　この協定にかかるリスクの分担は，「リスクの発生を防ぐことができる能力を有するものがその管理を行ない，リスクが発生し損害が生じた場合は，その責めに帰するべき事由を有するものが負担する。」を基本原則として，別紙４のとおりとする。

第１２章　自主事業

（自主事業）
第４５条　乙は，対象施設の設置目的を逸脱せず，かつ，この業務の実施を妨げない範囲において，自己責任により，自主事業を実施することができる。
２　乙は，前項の自主事業を実施する場合は，予め甲に対して当該自主事業の事業計画書を提出し，甲の承諾を受けなければならない。
３　甲は，前項の承諾に関して，条件を附す事ができるものとする。

第１３章　その他

（協定締結に要する費用の負担）
第４６条　この協定の締結に要する費用は，乙の負担とする。変更協定等の場合も同様とする。

（見出し）
第４７条　この協定における書面の各条項の見出しは，参照の便宜のためのものであり，この

協定の条項の解釈に影響を与えないものとする。

（紛争処理）

第４８条　この協定に定めのない事項及び甲乙間に紛争又は疑義の生じた場合（第４３条の変更協議不成立の場合の手続を除く。）は，その都度甲乙協議して定めるものとする。

（管轄裁判所）

第４９条　この協定にかかる訴訟等については，次に掲げる裁判所をもって第一審の専属的管轄裁判所とする。

(1)　第４３条第２項により民事調停の申し立てを行う場合　　倉敷簡易裁判所

(2)　前号以外の場合　　岡山地方裁判所

（権利・義務の譲渡等の禁止）

第５０条　乙は，この協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し，又は継承させてはならない。ただし，事前に甲の承諾を受けた場合はこの限りでない。

（解釈）

第５１条　甲がこの協定の規定に基づき書類の受理，通知若しくは立会いを行い，又は説明若しくは報告を求めたことをもって，甲が乙の責任において行うべき業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

（共同企業体）

第５２条　乙が共同企業体を結成している場合においては，甲は，この協定に基づく全ての行為を，共同企業体の代表者に対して行うものとし，甲が当該代表者に対して行ったこの協定に基づく全ての行為は，当該企業体全ての構成員に対して行ったものとみなし，又，乙は，甲に対して行うこの協定に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

（相殺）

第５３条　乙は，この協定に関して違約金，損害金，その他甲に対する金銭債務が発生した場合，乙が甲に対して有する金銭債権との間で相殺されることを予め承諾する。

（指定管理料の変更に伴う保証金等の変更）

第５４条　第１０章の規定により，指定管理料が変更した場合の保証金，違約金は，変更後の指定管理料が３割以上変更した場合はこれに連動するものとし，３割未満の場合は変更しないこととする。

別紙１　対象施設

● 施設

・ くらしき健康福祉プラザ
　　所在地：倉敷市笹沖１８０番地
　　施設概要：施設概要書参照

・ 倉敷市障がい者デイサービスセンター
　　所在地：倉敷市笹沖１７０番地
　　施設概要：施設概要書参照

・ 倉敷市保健所
　　所在地：倉敷市笹沖１７０番地
　　施設概要：施設概要書参照

● 備品

別表のとおり

別紙２　個人情報保護基準

（基本的事項）

第１条　指定管理者及びその従事者（以下「指定管理者等」という。）は，個人情報の保護の重要性を認識し，個人情報の取り扱いに当たっては，個人の権利利益を侵害することのないよう，個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２条　指定管理者等は，公の施設の管理運営等（以下「管理運営等」という。）に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ，又は不当な目的に利用してはならない。管理運営等が満了し，終了し，又は解除された後（以下「満了等」という。）においても同様とする。

（従事者への周知）

第３条　指定管理者は，従事者に対し，在職中及び退職後においても管理運営等に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ，又は不当な目的に使用してはならないことなど，個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

（適正な管理）

第４条　指定管理者は，管理運営等に係る個人情報の漏洩，滅失，改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（収集の制限）

第５条　指定管理者等は，管理運営等のために個人情報を収集するときは，当該管理運営に必要な範囲内で，適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

（使用等の禁止）

第６条　指定管理者等は，倉敷市（倉敷市教育委員会を含む。以下同じ。）の指示又は承諾がある場合を除き，管理運営等に関して知り得た個人情報を当該管理運営等のため以外に使用し，又は第三者に引き渡してはならない。

（複写等の禁止）

第７条　指定管理者等は，倉敷市の指示又は承諾がある場合を除き，管理運営等のために倉敷市から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し，又は複製してはならない。

（下請負又は再委任業者への情報提供の禁止）

第８条　指定管理者は，個人情報を自ら取り扱うものとし，管理運営等の下請負又は再委任する者に取り扱わせてはならない。ただし，倉敷市が事前に承諾した場合はこの限りでない。

（資料の返還等）

第９条　指定管理者は，管理運営等のために倉敷市から貸与され，又は指定管理者等が収集し，若しくは作成した個人情報が記載された資料等を管理運営等が満了等した後，遅滞無く倉敷市に返還し，又は引き渡すものとする。ただし，倉敷市が別に指示したときは，当該方法によるものとする。

（事故発生時における報告）

第１０条　指定管理者は，この個人情報保護基準に違反する事態が生じ，又は生ずるおそれがあることを知った場合は，直ちに倉敷市に報告し，倉敷市の指示に従うものとする。管理運営等が満了等した後においても同様とする。

別紙３　月指定管理料一覧表

適　用　月	金　　額
令和３年４月分～ 令和４年２月分	○○○，○○○円
令和４年３月分	○○○，○○○円
令和４年４月分～ 令和５年２月分	○○○，○○○円
令和５年３月分	○○○，○○○円
令和５年４月分～ 令和６年２月分	○○○，○○○円
令和６年３月分	○○○，○○○円

指定管理料累計額	○，○○○，○○○円

別紙４　リスク分担表

種類・分類	内　　容	負担者	
		甲	乙
制度・法令変更	制度や関係法令の変更	○	注１
税制等変更	消費税，事業所税その他この業務に直接関係するものの変更	○	
	法人税・社会保険料その他この業務に直接には関係しないものの変更		○
政治状況	首長の交代，政策方針の転換，市の財政破綻等による指定管理の中止又は変更など	○ 注２	
	市議会による指定議案の否決		○
	指定期間中の市議会による予算執行停止など	○	
物価変動	インフレーション，デフレーション	○	注１
債務不履行	指定管理者の債務不履行，指定管理者の経営破綻等		○
不可抗力	天災・暴動などの市及び指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない事由	○	注１
自主事業	自主事業に関するもの		○
需要変動	市場環境の変化		○
管理瑕疵	指定管理者の管理瑕疵		○
施設構造	対象施設の施設構造に起因するもの	○	注３
施設修繕等	対象施設の経年劣化によるもの	－	－
	１件　５５万円以上	○	
	１件　５５万円未満		○
許認可等	甲が取得すべき許認可等が取得，更新されない場合	○	
	乙が取得すべき許認可等が取得，更新されない場合	注４	○

注１：当該事由による影響が，別紙６「収支計画内訳書」に掲げる支出額の３％以内の場合は，乙の負担とする。

注２：乙の損失や利益の補償を前提として，業務範囲や業務内容の変更を妨げるものではない。

注３：乙が，施設構造の不備を認識しているにもかかわらず，適切な対応を欠いている場合には，乙のリスクとする。

注４：許認可等の取得につき，甲の協力を要する場合には，甲は合理的な範囲内でこれに協力する。

別紙５　くらしき健康福祉プラザ・倉敷市障がい者デイサービスセンター（倉敷市保健所維持管理業務含む）指定管理業務仕様書

当該仕様書は，くらしき健康福祉プラザ・倉敷市障がい者デイサービスセンター（倉敷市保健所維持管理業務含む）指定管理業務水準書及び乙の提出した提案書に基づき，甲乙協議の上，業務の詳細を定める。

※　「別紙５　くらしき健康福祉プラザ・倉敷市障がい者デイサービスセンター（倉敷市保健所維持管理業務含む）指定管理業務仕様書」は，倉敷市情報公開条例（平成１０年倉敷市条例第５号）第７条第３号ア及びイに該当する非開示情報として取り扱うものとする。

別紙６「収支計画内訳書」

当該収支計画内訳書は，乙の提出した提案書に付属する収支計算書をもとに，乙が作成するものとする。

甲は，乙が作成した収支計画内訳書の内容について，明らかに矛盾がある場合（業務水準書で実施を義務付けた業務にかかる費用が一切計上されていない場合など）を除き，異論を述べないことを基本とする（甲が，その内容について，乙に説明を求めることを妨げるものではない。）

当該収支計画内訳書は，第１０章の規定により，変更協定を締結する際の基礎資料とするものであるから，実態に即したもので出来る限り詳細に記述すること。

※　「別紙６　収支計画内訳書」は，倉敷市情報公開条例（平成１０年倉敷市条例第５号）第７条第３号ア及びイに該当する非開示情報として取り扱うものとする。